

岐阜県再犯防止推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、岐阜県における再犯の防止等に関する施策の推進について定めた「岐阜県再犯防止推進計画（以下、「県計画」という。）」の推進、見直し等について意見交換を行うために、岐阜県再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の推進、見直しに関すること
- (2) 県計画の進捗に関すること
- (3) その他再犯防止の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、健康福祉部長が指名する。

- 2 委員長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は健康福祉部長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 協議会の委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健康福祉部地域福祉課に置く。

- 2 事務局は、必要に応じて関係課を招集し、連絡会議を開催することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月27日から施行する。

別表（第3条関係）

岐阜県再犯防止推進協議会 委員一覧表

分 野	所 属 ・ 役 職
学識経験者	朝日大学法学部 教授
更生保護関係	岐阜保護觀察所 統括保護觀察官
	岐阜刑務所 矯正処遇調整官
	笠松刑務所 矯正処遇調整官
雇用関係機関	岐阜労働局 職業安定部訓練課長
その他の関係機関	医療法人杏野会各務原病院 理事長
	特定非営利活動法人岐阜ダルク 副理事長
	岐阜県地域生活定着支援センター 所長
	岐阜地方検察庁 檢察官
	公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター 専務理事
	岐阜県警察本部 生活安全部人身安全対策課長
	岐阜県警察本部 生活安全部少年課長
	岐阜県警察本部 刑事部組織犯罪対策課長
	岐阜県市長会 再犯防止推進担当課長
	岐阜県町村会 再犯防止推進担当課長

計 15名